

# 宮城県公報

宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 条 例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例	（人事課）	一
○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企業局公営事業課）	二
○教育振興審議会条例	（教育庁教育企画室）	二
○県立高等学校将来構想審議会条例	（同）	二
○指導力不足等教員審査委員会条例の一部を改正する条例	（教育庁教職員課）	三
○県立学校条例の一部を改正する条例	（教育庁高校教育課）	三
○附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	三
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（同）	四
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（同）	四
○職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	（同）	五
○公益認定等委員会条例	（私学文書課）	一九
○公立大学法人宮城大学評価委員会条例	（県立大学室）	二〇
○手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	二二
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	（警察本部運転免許課）	二二
○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	（税務課）	二二
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	（同）	二二
○振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例の一部を	（同）	二二

### 改正する条例

○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市町村課）	二三
○衛生試験手数料条例の一部を改正する条例	（環境生活総務課）	二三
○簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例	（食と暮らしの安全推進課）	二四
○衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例	（医療整備課）	二四
○高齢者権利擁護推進委員会条例	（長寿社会政策課）	二四
○感染症診査協議会条例の一部を改正する条例	（疾病・感染症対策室）	二五
○肝炎対策協議会条例の一部を改正する条例	（同）	二五
○心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例	（障害福祉課）	二五
○薬事法施行条例の一部を改正する条例	（薬務課）	二六
○後期高齢者医療財政安定化基金条例	（国保医療課）	二七
○富県宮城推進基金条例	（経済商工観光総務課）	二七
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	（産業人材・雇用対策課）	二八
○農業実践大学校条例の一部を改正する条例	（農業振興課）	二八
○屋外広告物条例の一部を改正する条例	（都市計画課）	二八

## 条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第一号

#### 職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和三十三年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五、二八九人」を「五、二二九人」に改め、同項第十一号中「一九、二九七人」を「一九、一九四人」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

十 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号）第二条の承認を受け  
た職員

第四条第二項中「第九号」を「第十号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第四号を第三号とする。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第四条中「工業用地等造成事業及び」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

教育振興審議会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

教育振興審議会条例

（設置）

第一条 教育委員会又は知事の諮問に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するため、宮城県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、十人以上とし、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県教育振興審議会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
---------------	---------	---------	----

県立高等学校将来構想審議会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

県立高等学校将来構想審議会条例

（設置）

第一条 教育委員会の諮問に応じ、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項を調査審議するため、県立高等学校将来構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、十人以内とし、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六

十九号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

県立高等学校将来構想審議会の委員

出席一回につき 一、六〇〇円

六 級

指導力不足等教員審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

指導力不足等教員審査委員会条例の一部を改正する条例

指導力不足等教員審査委員会条例（平成十七年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「教育、医療、法律等に関し優れた識見を有する者」を「教育学、医学、心理学その他の児童又は生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人という。）である者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。  
第六条第一項の表高等学校の項中「一一五、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に、「三二、二〇〇円」を「三二、四〇〇円」に、「一、一、六八〇円」を「一、七五〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に改め、同条第五項中「千六百八十円」を「千七百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表保育士試験委員の項を削り、同表に次のように加える。

宮城県後期高齢者医療審査会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
------------------	---------	---------	----

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表保育士試験委員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第五条第十一項」を「前条第十一項」に改める。

第十一条の二第二項の表四級地の項を削り、同表五級地の項中「五級地」を「四級地」に改める。

第十一条の五第一項中「又は四級地」を削る。

第二十一条の三第三項中「百分の十」を「百分の六」に改める。

第二十一条の六第三項中「百分の十」を「百分の六」に、「百分の八」を「百分の四」に改める。

第二十一条の七第二項中「百分の十二以内（人事委員会規則で定めるものにあつては、百分の八以内）」を「百分の八以内」に改め、「それぞれ」を削る。

別表第七の二級地の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の職員給与に関する条例第十一条の五の規定の適用を受けている職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）附則第十六項の適用を受けている職員を除く。以下この項において同じ。）に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の職員の給与に関する条例第十一条の二若しくは第十一条の四の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する職員の給与に関する条例第十一条の五第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の二第二項の表に	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十年宮城県条例第八号）以下「平成二十年改正条例」という。）による改正前の第十一条の二第二項の表に
同条第二項の表に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項の表に定める割合をいう。）以下この項において「異動等前の支給割合」という。）	第十一条の二第二項の表に定める支給割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（平成二十年改正条例による改正前の第十一条の二第二項の表に定める支給割合をいう。）
同条第一項の表に掲げる	第十一条の二第二項の表に掲げる
第十一条の二第二項の表一級地の項又は二級地の項	平成二十年改正条例による改正前の第十一条の二第二項の表一級地の項、二級地の項又は四級地の項

（職員給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年宮城県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「又は四級地」を削る。

（職員給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

4 職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項の表中「又は四級地」を削る。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

五 人事委員会規則で定める機関に所属する職員がと畜検査又はと畜場の監視若しくは指導業務に従事した場合

第六条第二項に次の一号を加える。

五 前項第五号の業務 業務に従事した日一日につき千五百円

第十三条第一項に次の一号を加える。

四 人事委員会規則で定める機関に所属する職員が毒劇物を取り扱う業務に従事した場合

第十三条第二項第二号中「及び第三号」を、「第三号及び第四号」に改める。

第十八条第一項第一号イ中「又は橋梁工事」を、「橋梁工事」に改め、「現場」の下に「その他墜落の危険性が特に著しい現場」を加え、同号中口を削り、ハを口とし、二及びホを削り、ヘをハとし、トからリまでを削り、同号又中「四メートル」を、「十メートル」に、「を」を除く、「を」に限る」に改め、同号中又を二とし、ルを削り、同号ヲ中「ル」を、「ニ」に改め、同号中ヲをホとし、同項第二号中「において、次に掲げる作業」を、「の人事委員会規則で定める場所において行う灯標又は浮標の保守作業」に改め、同号イからハまでを削り、同項第三号を次のように改める。

三 地方振興事務所その他人事委員会規則で定める機関に所属する職員が、ダムを管理する業務以下この号において「管理業務」という。)に従事する場合であつて、ダムの水面からの高さ十メートル以上の場所で墜落の危険性が特に著しいものうち人事委員会規則で定めるものにおいて管理業務に従事したとき又はダムの水面からの高さ十メートル以上の構造物で墜落の危険性が特に著しいものうち人事委員会規則で定めるものを昇降して管理業務に従事したとき。

第十八条第二項中「次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額」を、「業務又は作業に従事した日一日につき三百五十円」に改め、同項各号及び同条第三項を削り、同条第四項中「第一項第三号口」を、「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十六條第一項第二号中「作業」の下に「及び同項第五号の業務」を加え、同項第五号中「第十三条第一項第一号」の下に「の作業及び同項第四号」を加え、「。以下同じ」を削り、同条第六項中「限る。」の下に「及び有害物等取扱手当(第十三条第一項第一号の作業に係るものに限る。以下同

じ。)が支給される職員」を加え、「(第十一条第一項第一号の作業に係るものに限る。以下同じ)を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同条第九項の表防疫等作業手当の項中

精神障害者診察立会等業務手当  
有害物等取扱手当  
立入検査等業務手当

を

精神障害者診察立会等業務手当  
立入検査等業務手当

に改め、同表災害応急作業

等手当の項中「及び第二号」を、「の業務及び同項第二号」に改め、同条第九項を同条第八項とする。

第四十八条第三項中(第十三条第一項第一号の作業に係るものに限る。次条第四項において同じ)を削る。

第四十九条第四項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号中「場合以外の場合又は」を、「とき以外の場合又は」に、「まで支給する場合以外の場合」を、「まで支給するとき以外の場合」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

219,600	280,200	328,800
220,600	281,200	329,800
221,600	282,200	330,800
222,600	283,200	331,800
223,400	284,200	332,700
224,400	285,100	333,500
225,400	286,000	334,300
226,500	286,900	335,100

に改める。

151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000
154,400	212,700	250,800
155,700	214,600	252,600
157,200	216,500	254,600
158,700	218,400	256,600
160,200	220,300	258,600
161,600	222,000	260,500
164,300	223,900	262,400
166,900	225,800	264,300
169,500	227,700	266,200
172,200	229,500	268,200
173,900	231,300	270,100
175,600	233,100	272,000
177,300	234,900	273,900
178,800	236,500	275,800
180,600	238,000	277,700
182,400	239,500	279,600
184,200	241,000	281,500
185,800	242,500	283,200
187,300	244,000	285,100
188,800	245,500	287,000
190,300	247,100	288,900
191,600	248,400	290,600
192,900	250,000	292,400
194,200	251,600	294,200
195,500	253,200	296,000
196,900	254,600	297,900
198,200	256,000	299,600
199,500	257,400	301,300
200,800	258,800	303,000
202,000	260,100	304,700
203,300	261,500	306,400
204,600	262,900	308,100
205,900	264,300	309,800
207,100	265,600	311,300
208,200	266,900	312,900
209,300	268,200	314,500
210,400	269,500	316,100
211,600	270,600	317,800
212,600	271,900	319,400
213,600	273,200	321,000
214,600	274,500	322,600
215,600	275,700	324,100
216,600	276,800	325,300
217,600	277,900	326,500
218,600	279,000	327,700

194,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300

別表第一中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600
159,700	220,400	260,500
162,300	222,400	262,400
164,900	224,400	264,300
167,500	226,400	266,200
170,200	228,300	268,200
171,900	230,200	270,100
173,600	232,100	272,000
175,300	234,000	273,900
176,800	235,700	275,800
178,600	237,300	277,700
180,400	238,900	279,600
182,200	240,500	281,500
183,800	242,100	283,200
185,300	243,700	285,100
186,800	245,300	287,000
188,300	246,900	288,900
189,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000

237,800	253,800	276,200	324,700
239,200	255,400	277,900	326,600
240,600	257,000	279,600	328,500
241,800	258,500	281,400	330,300
243,400	260,100	283,100	332,000
245,000	261,700	284,800	333,700
246,600	263,300	286,500	335,400
248,100	264,700	288,200	337,100
249,700	266,500	290,000	338,900
251,300	268,300	291,800	340,700
252,900	270,100	293,600	342,500
254,400	271,700	295,200	344,100
255,800	273,400	297,000	345,800
257,200	275,100	298,800	347,500
258,600	276,800	300,600	349,200
260,000	278,400	302,200	350,900
261,500	280,000	304,000	352,600
263,000	281,600	305,800	354,300
264,500	283,200	307,600	356,000

別表第二中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500
176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000
181,000	201,300	225,100	263,700
183,100	203,100	227,000	265,400
185,300	205,000	228,700	267,000
187,700	206,900	230,500	269,000
190,100	208,800	232,300	271,000
192,500	210,700	234,100	273,000
195,000	212,400	235,900	274,900
196,800	214,200	237,400	277,000
198,600	216,000	238,900	279,100
200,400	217,800	240,400	281,200
202,300	219,500	241,900	283,100
204,100	221,200	243,600	285,300
205,900	222,900	245,300	287,500
207,700	224,600	247,000	289,700
209,600	226,200	248,500	292,000
211,400	228,000	250,100	294,000
213,200	229,800	251,700	296,000
215,000	231,600	253,300	298,000
216,700	233,200	254,800	299,900
218,400	234,800	256,400	301,800
220,100	236,400	258,000	303,700
221,800	238,000	259,600	305,600
223,400	239,500	261,100	307,600
225,200	241,100	262,700	309,500
227,000	242,700	264,300	311,400
228,800	244,300	265,900	313,300
230,400	245,900	267,400	315,200
231,900	247,500	269,200	317,100
233,400	249,100	271,000	319,000
234,900	250,700	272,800	320,900
236,400	252,200	274,500	322,800

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
158,100	173,600	200,200	240,100
159,800	175,400	202,200	241,900
161,500	177,200	204,200	243,700
163,200	179,000	206,200	245,500
164,700	180,900	208,200	247,400
166,600	183,200	210,200	249,300
168,400	185,500	212,200	251,200
170,300	187,800	214,200	253,100
172,000	190,000	216,300	254,800
173,700	192,600	218,100	256,700
175,400	195,100	219,900	258,600
177,100	197,600	221,700	260,400
179,000	200,000	223,600	262,100
181,100	201,800	225,500	263,700
183,200	203,600	227,400	265,300
185,300	205,400	229,300	266,800
187,500	207,300	231,000	268,300
189,900	209,200	232,800	270,200
192,300	211,100	234,600	272,100
194,700	213,000	236,400	274,000
197,200	214,700	238,200	275,700
199,000	216,500	239,700	277,600
200,800	218,300	241,200	279,500
202,600	220,100	242,700	281,400
204,500	221,800	244,200	283,100
206,300	223,500	245,800	285,300
208,100	225,200	247,400	287,500
209,900	226,900	249,000	289,700
211,800	228,500	250,400	292,000

別表第三イの表中

1 級	2 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
202,200	263,500
204,400	266,600
206,600	269,700
208,800	272,800
210,900	275,900
213,100	278,800
215,300	281,700
217,500	284,600
219,800	287,600
222,200	290,600
224,600	293,600
227,000	296,600
229,300	299,600
231,700	302,400
234,100	305,200
236,500	308,000
238,700	310,700
241,800	313,500
244,900	316,300
248,000	319,100
251,100	321,700
254,200	324,500
257,300	327,300
260,400	330,100
263,400	332,700
266,500	335,200
269,600	337,700
272,700	340,200
275,800	342,600
278,600	344,800
281,400	347,000
284,200	349,200
287,100	351,500
290,100	353,800
293,100	356,100
296,100	358,400
299,100	360,500
301,500	362,600
303,900	364,700
306,300	366,800

213,600	230,300	251,800	294,000
215,400	232,100	253,300	296,000
217,200	233,900	254,800	298,000
218,900	235,500	256,200	299,900
220,600	237,100	257,700	301,800
222,300	238,700	259,200	303,700
224,000	240,300	260,700	305,600
225,600	241,800	262,100	307,600
227,400	243,300	263,600	309,500
229,200	244,800	265,100	311,400
231,000	246,300	266,600	313,300
232,600	247,800	268,000	315,200
234,100	249,200	269,700	317,100
235,600	250,700	271,400	319,000
237,100	252,200	273,000	320,900
238,600	253,600	274,500	322,800
239,900	255,100	276,200	324,700
241,200	256,600	277,900	326,600
242,500	258,100	279,600	328,500
243,600	259,500	281,400	330,300
245,000	261,000	283,100	332,000
246,500	262,500	284,800	333,700
248,000	264,000	286,500	335,400
249,400	265,300	288,200	337,100
250,900	267,000	290,000	338,900
252,400	268,700	291,800	340,700
253,900	270,300	293,600	342,500
255,300	271,700	295,200	344,100
256,600	273,400	297,000	345,800
257,900	275,100	298,800	347,500
259,200	276,800	300,600	349,200
260,500	278,400	302,200	350,900
261,900	280,000	304,000	352,600
263,300	281,600	305,800	354,300
264,700	283,200	307,600	356,000

に改める。



307,200	366,800	308,600	368,800
309,400	368,800	310,000	370,700
310,600	370,700	311,400	372,600
311,800	372,600	312,800	374,500
313,000	374,500		

を

に改め、  
別表第三口の表中

1 級	2 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
147,000	190,500
148,500	192,200
150,000	193,900
151,500	195,600
153,100	197,400
154,900	199,100
156,700	200,800
158,500	202,500
160,300	204,300
162,300	206,200
164,300	208,100
166,300	210,000
168,200	211,700
170,400	213,700
172,600	215,700
174,800	217,700
177,100	219,600
179,600	222,300
182,100	225,000
184,600	227,700
187,100	230,500
188,800	233,400
190,500	236,300
192,200	239,200
193,700	242,000
195,400	244,900
197,100	247,800
198,800	250,700
200,300	253,600
202,000	256,300
203,700	259,000
205,400	261,700

1 級	2 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
204,600	265,400
206,800	268,500
209,000	271,600
211,200	274,700
213,300	277,800
215,500	280,600
217,700	283,400
219,900	286,100
222,200	288,900
224,600	291,800
227,000	294,700
229,400	297,600
231,700	300,400
234,100	303,000
236,500	305,600
238,900	308,200
241,100	310,700
244,200	313,500
247,300	316,300
250,400	319,100
253,500	321,700
256,600	324,500
259,700	327,300
262,800	330,100
265,800	332,700
268,800	335,200
271,800	337,700
274,800	340,200
277,800	342,600
280,500	344,800
283,200	347,000
285,900	349,200
288,700	351,500
291,600	353,800
294,500	356,100
297,400	358,400
300,300	360,500
302,600	362,600
304,900	364,700

170,300	214,000	207,000	264,400
172,500	216,000	208,800	267,100
174,700	218,000	210,600	269,800
176,900	220,000	212,400	272,500
179,200	221,900	214,100	275,200
181,800	224,600	215,900	277,900
184,300	227,300	217,700	280,600
186,800	230,000	219,500	283,300
189,300	232,800	221,400	285,900
191,000	235,700	223,200	288,600
192,700	238,600	225,000	291,300
194,400	241,500	226,800	294,000
195,900	244,300	228,700	296,500
197,600	247,100	230,500	299,200
199,300	249,900	232,300	301,900
201,000	252,700	234,100	304,600
202,500	255,500	235,800	307,100
204,200	258,100	237,600	309,600
205,900	260,700	239,400	312,100
207,600	263,300	241,200	314,600
209,200	265,900	242,900	317,000
211,000	268,500	244,700	319,200
212,800	271,100	246,500	321,400
214,600	273,700	248,300	323,600
216,300	276,300	250,000	325,900
218,100	278,900	251,700	328,100
219,900	281,500	253,400	330,300
221,700	284,100	255,100	332,500
223,600	286,600	256,800	334,700
225,400	289,200	258,500	336,900
227,200	291,700	260,200	339,100
229,000	294,200	261,900	341,300
230,900	296,500		
232,600	299,200		
234,300	301,900		
236,000	304,600		
237,600	307,100		
239,300	309,600		
241,000	312,100		
242,700	314,600		
244,300	317,000		
246,000	319,200		
247,700	321,400		
249,400	323,600		
251,000	325,900		
252,600	328,100		
254,200	330,300		
255,800	332,500		
257,400	334,700		
259,000	336,900		

を

1 級	2 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
148,800	192,800
150,300	194,500
151,800	196,200
153,300	197,900
154,900	199,700
156,800	201,400
158,600	203,100
160,400	204,800
162,200	206,600
164,300	208,500
166,300	210,400
168,300	212,300

260,600  
262,100

339,100  
341,300

に改め、  
別表第三八の表中

1 級	2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円
147,000	162,400	286,100
148,500	164,500	289,200
150,000	166,600	292,300
151,500	168,700	295,400
153,100	170,700	298,400
154,900	172,900	301,500
156,700	175,100	304,600
158,500	177,300	307,700
160,300	179,600	310,700
162,300	182,300	313,600
164,300	185,000	316,500
166,300	187,700	319,400
168,200	190,500	322,300
170,400	192,200	324,600
172,600	193,900	326,900
174,800	195,600	329,200
177,100	197,400	331,500
179,600	199,100	333,800
182,100	200,800	336,100
184,600	202,500	338,400
187,100	204,300	340,700
188,800	206,200	343,000
190,500	208,100	345,300
192,200	210,000	347,600
193,700	211,700	349,800
195,300	213,700	351,700
196,900	215,700	353,600
198,500	217,700	355,500
200,200	219,600	357,400
201,900	222,300	359,300
203,600	225,000	361,200
205,300	227,700	363,100
206,800	230,500	364,900
208,500	233,400	366,700
210,200	236,300	368,500
211,900	239,200	370,300

213,500	242,000	372,200
215,200	244,900	373,800
216,900	247,800	375,400
218,600	250,700	377,000
220,400	253,600	378,700
222,200	256,300	380,300
224,000	259,000	381,900
225,800	261,700	383,500
227,700	264,400	385,100
229,500	267,100	386,700
231,300	269,800	388,300
233,100	272,500	389,900
234,900	275,200	391,400
236,700	277,900	392,900
238,500	280,600	394,400
240,300	283,300	395,900
241,900	285,900	397,500
243,700	288,600	398,900
245,500	291,300	400,300
247,300	294,000	401,700
249,000	296,500	403,200
250,600	299,200	404,600
252,200	301,900	406,000
253,800	304,600	407,400
255,500	307,100	408,700
257,100	309,600	410,100
258,700	312,100	411,500
260,300	314,600	412,900

を

1 級	2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円
148,800	164,400	286,300
150,300	166,500	289,400
151,800	168,600	292,500
153,300	170,800	295,600
154,900	172,800	298,400
156,800	175,000	301,500
158,600	177,200	304,600
160,400	179,400	307,700
162,200	181,700	310,700
164,300	184,500	313,600
166,300	187,200	316,500
168,300	189,900	319,400
170,300	192,800	322,300
172,500	194,500	324,600
174,700	196,200	326,900

別表第四中

に改める。

1 級	2 級			
給 料 月 額	給 料 月 額			
円	円			
		176,900	197,900	329,200
		179,200	199,700	331,500
		181,800	201,400	333,800
		184,300	203,100	336,100
		186,800	204,800	338,400
		189,300	206,600	340,700
		191,000	208,500	343,000
		192,700	210,400	345,300
		194,400	212,300	347,600
134,100	183,000	195,900	214,000	349,800
135,200	185,400	197,500	216,000	351,700
136,300	187,800	199,100	218,000	353,600
137,400	190,200	200,700	220,000	355,500
138,500	192,700	202,400	221,900	357,400
139,800	195,000	204,100	224,600	359,300
141,100	197,300	205,800	227,300	361,200
142,400	199,600	207,500	230,000	363,100
143,500	201,700	209,000	232,800	364,900
145,100	204,000	210,700	235,700	366,700
146,700	206,300	212,400	238,600	368,500
148,300	208,600	214,100	241,500	370,300
149,800	210,800	215,700	244,300	372,200
151,700	213,200	217,400	247,100	373,800
153,600	215,600	219,100	249,900	375,400
155,500	218,000	220,800	252,700	377,000
157,300	220,300	222,600	255,500	378,700
159,400	223,200	224,400	258,100	380,300
161,500	226,100	226,200	260,700	381,900
163,600	229,000	228,000	263,300	383,500
165,800	231,700	229,900	265,900	385,100
168,100	234,500	231,600	268,500	386,700
170,400	237,300	233,300	271,100	388,300
172,700	240,100	235,000	273,700	389,900
174,800	243,000	236,700	276,300	391,400
176,900	245,800	238,400	278,900	392,900
179,000	248,600	240,100	281,500	394,400
181,100	251,400	241,800	284,100	395,900
183,100	254,300	243,300	286,600	397,500
184,900	256,800	245,000	289,200	398,900
186,700	259,300	246,700	291,700	400,300
188,500	261,800	248,400	294,200	401,700
190,300	264,100	250,000	296,500	403,200
192,200	266,700	251,500	299,200	404,600
194,100	269,300	253,000	301,900	406,000
196,000	271,900	254,500	304,600	407,400
197,700	274,300	256,100	307,100	408,700
199,600	276,300	257,600	309,600	410,100
		259,100	312,100	411,500
		260,500	314,600	412,900

		148,500	208,400	201,500	278,300
238,600	302,900	150,100	210,700	203,400	280,300
240,100	304,100				
241,600	305,300	151,600	212,900	205,400	282,100
243,100	306,500	153,500	215,300	207,300	283,500
		155,400	217,700	209,200	284,900
244,500	307,600	157,400	220,100	211,100	286,300
245,900	308,700				
247,300	309,800	159,200	222,400	213,000	287,500
248,700	310,900	161,300	225,300	215,000	288,800
		163,500	228,200	217,000	290,100
250,200	312,100	165,600	231,100	219,000	291,400
251,600	313,200				
253,000	314,300	167,800	233,800	220,800	292,800
254,400	315,400	170,200	236,600	222,900	294,100
		172,500	239,400	225,000	295,400
		174,800	242,200	227,100	296,700
		176,900	245,100	229,000	297,900
		179,000	247,800	231,100	299,200
		181,100	250,500	233,200	300,500
		183,200	253,200	235,300	301,800
		185,200	256,000	237,300	302,900
		187,000	258,400	238,900	304,100
		188,800	260,800	240,500	305,300
		190,600	263,200	242,100	306,500
		192,400	265,400	243,600	307,600
		194,300	267,900	245,100	308,700
		196,200	270,400	246,600	309,800
		198,100	272,900	248,100	310,900
		199,800	275,200	249,700	312,100
		201,700	277,100	251,200	313,200
		203,600	279,000	252,700	314,300
		205,500	280,900	254,200	315,400
		207,500	282,600		
		209,400	283,900		
		211,300	285,200		
		213,200	286,500		
		215,100	287,500		
		217,100	288,800		
		219,100	290,100		
		221,100	291,400		
		222,900	292,800		
		224,900	294,100		
		226,900	295,400		
		228,900	296,700		
		230,700	297,900		
		232,700	299,200		
		234,700	300,500		
		236,700	301,800		

に改める。

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
135,700	185,100
136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700
145,200	203,800
146,900	206,100

1 級	2 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
237,700	323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900
255,200	342,200
259,000	345,500
262,600	348,600
266,600	351,800
270,600	355,000
274,600	358,200
278,500	361,300
282,500	365,000
286,500	368,700
290,500	372,400
294,300	376,000
297,900	378,800
301,500	381,600
305,100	384,400
308,800	387,300
312,600	389,900
316,300	392,500
320,000	395,100
323,600	397,500
326,500	399,800
329,300	402,100
332,100	404,400
335,000	406,800
337,400	408,900
339,800	411,000
342,200	413,100

に改め、別表第五の表中

別表第五の表中

1 級	2 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400
291,800	376,000
295,500	378,800
299,200	381,600
302,900	384,400
306,700	387,300
310,600	389,900
314,500	392,500
318,400	395,100
322,100	397,500
325,100	399,800
328,100	402,100
331,100	404,400
334,200	406,800
336,800	408,900
339,400	411,000
342,000	413,100

を

191,500	230,700	268,400	300,400				
192,900	232,400	270,200	302,200				
194,300	234,100	272,000	304,000				
195,500	235,900	273,700	305,700				
196,800	237,600	275,400	307,400				
198,100	239,300	277,100	309,100				
199,400	241,000	278,800	310,800				
200,600	242,600	280,500	312,600				
201,800	244,200	282,200	314,300				
203,000	245,800	283,900	316,000				
204,200	247,400	285,600	317,700				
205,500	249,000	287,300	319,200				
206,700	250,600	289,000	320,800				
207,900	252,200	290,700	322,400				
209,100	253,800	292,400	324,000				
210,300	255,400	293,900	325,500				
211,400	256,800	295,500	326,800				
212,500	258,200	297,100	328,100				
213,600	259,600	298,700	329,400				
214,700	260,900	300,100	330,500				
215,800	262,300	301,600	331,600				
216,900	263,700	303,100	332,700				
218,000	265,100	304,600	333,800				
219,100	266,300	306,200	334,700				
220,100	267,600	307,600	335,700				
221,100	268,900	309,000	336,700				
222,100	270,200	310,400	337,700				
223,200	271,300	311,700	338,500				
224,300	272,600	313,000	339,200				
225,400	273,900	314,300	339,900				
226,500	275,200	315,600	340,600				
を							
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900	184,800	221,700	259,600	291,100
141,700	179,800	215,200	243,500	186,100	223,500	261,400	293,000
				187,400	225,300	263,200	294,900
				188,700	227,100	265,000	296,800
				190,100	229,000	266,600	298,600



201,400	241,600	278,800	310,800	143,100	181,400	216,800	245,100
				144,500	183,000	218,400	246,700
202,600	243,100	280,500	312,600				
203,800	244,600	282,200	314,300	145,700	184,500	220,000	248,300
205,000	246,100	283,900	316,000	147,500	186,100	221,700	249,900
206,200	247,600	285,600	317,700	149,200	187,700	223,400	251,500
				150,900	189,300	225,100	253,100
207,500	249,000	287,300	319,200				
208,600	250,600	289,000	320,800	152,600	190,900	226,800	254,700
209,700	252,200	290,700	322,400	154,300	192,600	228,600	256,300
210,800	253,800	292,400	324,000	156,000	194,300	230,400	257,800
				157,800	196,000	232,100	259,300
211,900	255,400	293,900	325,500				
212,900	256,800	295,500	326,800	159,300	197,600	233,900	260,800
213,900	258,200	297,100	328,100	161,200	199,200	235,500	262,700
214,900	259,600	298,700	329,400	163,200	200,800	237,100	264,600
				165,100	202,400	238,700	266,500
215,900	260,900	300,100	330,500				
216,900	262,300	301,600	331,600	167,000	204,000	240,300	268,200
217,900	263,700	303,100	332,700	168,900	205,700	241,900	270,100
218,900	265,100	304,600	333,800	170,800	207,400	243,500	272,000
				172,700	209,100	245,100	273,900
219,900	266,300	306,200	334,700				
220,800	267,600	307,600	335,700	174,600	210,600	246,700	275,700
221,700	268,900	309,000	336,700	176,100	212,200	248,300	277,600
222,600	270,200	310,400	337,700	177,600	213,800	249,800	279,500
				179,100	215,400	251,300	281,400
223,600	271,300	311,700	338,500				
224,600	272,600	313,000	339,200	180,700	217,000	252,800	283,400
225,600	273,900	314,300	339,900	182,200	218,600	254,500	285,300
226,700	275,200	315,600	340,600	183,700	220,200	256,200	287,200
				185,200	221,800	257,900	289,100
				186,800	223,400	259,600	291,100
				188,100	225,100	261,400	293,000
				189,400	226,800	263,200	294,900
				190,700	228,500	265,000	296,800
				192,100	230,300	266,600	298,600
				193,500	231,900	268,400	300,400
				194,900	233,500	270,200	302,200
				196,300	235,100	272,000	304,000
				197,500	236,800	273,700	305,700
				198,800	238,400	275,400	307,400
				200,100	240,000	277,100	309,100

に改め、別表第五八の表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300

232,600	262,400	306,700	334,300	157,100	186,700	234,100	258,800
234,000	264,000	308,100	335,700	158,600	189,000	235,600	260,400
235,400	265,600	309,500	337,100	160,100	191,300	237,100	262,000
236,800	267,200	310,900	338,500	161,600	193,600	238,600	263,600
238,300	268,800	312,300	339,700	162,900	196,000	240,000	265,300
239,700	270,400	313,700	341,100	164,500	197,400	241,500	266,900
241,100	272,000	315,100	342,500	166,100	198,800	243,000	268,500
242,500	273,600	316,500	343,900	167,700	200,200	244,500	270,100
243,900	275,200	317,700	345,100	169,100	201,600	245,800	271,700
245,300	276,700	319,000	346,400	171,100	203,100	247,200	273,300
246,700	278,200	320,300	347,700	173,100	204,600	248,600	274,900
248,100	279,700	321,600	349,000	175,100	206,100	250,000	276,500
249,400	281,300	322,900	350,200	177,200	207,500	251,400	278,100
250,900	282,800	324,200	351,400	179,300	209,000	252,900	279,600
252,400	284,300	325,500	352,600	181,400	210,500	254,400	281,100
253,900	285,800	326,800	353,800	183,500	212,000	255,900	282,600

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500
179,400	209,800	252,800	278,100
181,500	211,300	254,200	279,600
183,600	212,800	255,600	281,100
185,700	214,300	256,900	282,600
187,800	215,700	258,200	284,200
190,000	217,400	259,600	285,800
192,200	219,100	261,000	287,400
194,400	220,800	262,400	289,000
196,500	222,300	263,900	290,400
197,800	224,000	265,500	292,200

185,600	213,400	257,400	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000
205,900	234,400	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600
214,100	243,000	287,300	315,200
215,300	244,300	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800
219,500	248,500	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800
222,400	251,400	296,600	324,300
223,900	252,900	298,100	325,800
225,400	254,400	299,600	327,300
226,700	255,900	301,000	328,600
228,200	257,500	302,400	330,000
229,700	259,100	303,800	331,400
231,200	260,700	305,200	332,800

<p>○宮城県条例第十一号 公益認定等委員会条例</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>平成二十年三月二十五日</p> <p>公益認定等委員会条例をここに公布する。</p>	<p>1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。 (人事委員会規則への委任) 2 この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	199,100	225,700	267,100	294,000
		200,400	227,400	268,700	295,800
		201,600	229,200	270,300	297,400
		202,900	230,700	271,900	299,100
		204,200	232,200	273,500	300,800
		205,500	233,700	275,100	302,500
		206,800	235,200	276,700	304,000
		208,100	236,600	278,200	305,600
		209,400	238,000	279,700	307,200
		210,700	239,400	281,200	308,800
		212,100	240,700	282,800	310,400
		213,500	242,000	284,300	312,000
		214,900	243,300	285,800	313,600
		216,300	244,600	287,300	315,200
		217,500	245,800	288,900	316,800
		218,900	247,100	290,500	318,300
		220,300	248,400	292,100	319,800
		221,700	249,700	293,700	321,300
		223,100	251,000	295,100	322,800
		224,600	252,400	296,600	324,300
226,100	253,800	298,100	325,800		
227,600	255,200	299,600	327,300		
228,900	256,600	301,000	328,600		
230,300	258,100	302,400	330,000		
231,700	259,500	303,800	331,400		
233,100	260,900	305,200	332,800		
234,400	262,400	306,700	334,300		
235,700	264,000	308,100	335,700		
237,000	265,600	309,500	337,100		
238,300	267,200	310,900	338,500		
239,700	268,800	312,300	339,700		
241,000	270,400	313,700	341,100		
242,300	272,000	315,100	342,500		
243,600	273,600	316,500	343,900		
244,900	275,200	317,700	345,100		
246,200	276,700	319,000	346,400		
247,500	278,200	320,300	347,700		
248,800	279,700	321,600	349,000		
250,000	281,300	322,900	350,200		
251,300	282,800	324,200	351,400		
252,700	284,300	325,500	352,600		
254,100	285,800	326,800	353,800		

に改める。

(設置)

第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第一項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、宮城県公益認定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 委員会は、委員七人以内で組織する。

3 委員は、人格が高潔であつて、委員会に属する事項に關し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に關して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第三条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第四条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(専門委員)

第五条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員等の職務)

第六条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第八条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第九条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

宮城県公益認定等委員会の委員及び専門委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
----------------------	---------	---------	----

公立大学法人宮城大学評価委員会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

公立大学法人宮城大学評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第三条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

( 会議 )

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 意見の聴取等 )

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

( 委任 )

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

( 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

公立大学法人宮城大学評価委員会の委員及び臨時委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六 級
--------------------------	---------	--------	-----

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例平成十二年宮城県条例第十九号の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百三十の項1口中(33)を削り、(34)を(33)とし、(35)から(39)までを(34)から(38)までとし、

(40)を削り、(41)を(39)とし、(42)から(47)までを(40)から(45)までとし、同項1ハ(1)中、「(23)」を「(20)」に、同項1ハ(2)中、「口(24)及び(25)」を「口(21)及び(22)」に、同項1ハ(3)中、「口(26)から(30)まで」を「口(23)から(27)まで」に改め、同表二百七十四の項を次のように改める。

二百七十四 介護保険法第百十五条の二十九第二項の規定に基づく介護サービス情報の調査を受けようとする者	調査を受けようとするとき	1 訪問介護に係る調査 三万二千円 2 訪問入浴介護に係る調査 三万二千円 3 訪問看護に係る調査 三万二千円 4 訪問リハビリテーションに係る調査 三万二千円 5 通所介護に係る調査 三万二千円 6 通所リハビリテーションに係る調査 三万二千円 7 特定施設入居者生活介護に係る調査 三万三千円 8 福祉用具貸与に係る調査 三万二千円 9 居宅介護支援に係る調査 三万二千円 10 介護福祉施設サービスに係る調査 三万三千円 11 介護保健施設サービスに係る調査 三万三千円 12 介護療養施設サービスに係る調査 三万三千円
--	--------------	--

第二条第一項の表二百七十五の項中、「一万二千円」を「前項の下欄に掲げる区分ごとに一万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表二百三十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四十三の項中、「千六百五十円」を「二千円」に改め、同表四十四の項中、「三千二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表五十の項中、「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月四日から施行する。

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加え、「百分の〇・三五」を「百分の〇・四」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加える部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例第一条の規定は、この条例の施行の日以後の同条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得（以下「家屋等の取得」という。）に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の家屋等の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「第四十一条」の下に「、第四十七条並びに附則第十条の二及び第十条の二の二」を加え、同条各号中「第四十一条」を「第四十七条又は附則第十条の二若しくは第十条の二の二」に改める。

第三条中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加え、「百分の〇・三五」を「百分の〇・四」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第三条の改正規定中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加える部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例第三条の規定は、この条例の施行の日以後の同条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得（以下「家屋等の取得」という。）に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の家屋等の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例（平成十七年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加え、「百分の〇・三五」を「百分の〇・四」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加える部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例第二条の規定は、この条

例の施行の日以後の同条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得（以下「家屋等の取得」という。）に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の家屋等の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第二条から第五条までを二条ずつ繰り下げる。

第二条中「別表」を「別表第二」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第二条 法第三十条の七第四項第二号の条例で定める区域内の市町村の執行機関（以下単に「区域内の市町村の執行機関」という。）及び条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への提供（同項第二号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

別表中、「第二条関係」を「第四条関係」に改め、第十三号を第十七号とし、第十号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 消費生活条例（昭和五十一年宮城県条例第十四号）による訴訟の費用に充てる資金の貸付けに関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表中第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 心身障害者扶養共済条例（昭和四十四年宮城県条例第二十二号）による年金受給権者の死亡の届出及び現況に関する届出に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）による図書類自動販売機等及び特定がん具等自動販売機等の設置の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務であつて別に規則で

定めるもの

別表中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省令第十三号）による第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者の認定に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第一条関係）

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務
仙台市長	心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出及び現況に関する届出に関する事務であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例

衛生試験手数料条例（昭和二十六年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表一の項（一）中、「五十の項」を「五十一の項」に改め、同項（一）中、「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同項（一）中、「二十四の項まで、二十六の項から三十の項まで、三十二の項、四十の項から四十二の項」を「二十の項まで、二十二の項から二十五の項まで、二十七の項から三十一の項まで、三十三の項、四十一の項から四十三の項」に、「四十四の項」を「四十五の項」に改め、同項（二）中、「二十五の項、三十一の項、三十三の項から三十六の項」を「二十一の項、二十六の項、三十二の項、三十四の項から三十七の項」に、「四十三の項及び四十五の項」を「四十四の項及び四十六の項」に改め、同項（二）中、「三十七の項から三十九の項」を「三十八の項から四十の項」に、「四十六の項から五十の項」を「四十七の項から五十一の項」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日前に委託がなされた試験に係る手数料については、なお従前の例による。

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例

簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和五十年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「三十一の項から五十の項」を「三十二の項から五十一の項」に改め、同条第二項中「三十の項」を「三十一の項」に、「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同条第三項中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例

衛生技術者養成施設条例（昭和三十九年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項の表中「一〇三、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日の前日において衛生技術者養成施設に在学する者に係る在学中の授業料の額に

ついては、なお従前の例による。

高齢者権利擁護推進委員会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

高齢者権利擁護推進委員会条例

( 設置等 )

第一条 知事の諮問に応じ、高齢者虐待の防止その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県高齢者権利擁護推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

( 組織等 )

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 関係行政機関の職員

三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第二条第五項第一号に規定する養介護施設（以下「養介護施設」という。）及び同項第二号に規定する養介護事業（以下「養介護事業」という。）を行う事業所の役員

又は職員

四 養介護施設を利用し、又は養介護事業のサービスの提供を受ける者を養護する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

( 委員長及び副委員長 )

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。



2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。  
(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(身体拘束ゼロ作戦推進委員会条例の廃止)

2 身体拘束ゼロ作戦推進委員会条例(平成十七年宮城県条例第五十九号)は、廃止する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県身体拘束ゼロ作戦推進委員会の委員の項を削り、同表に次のように加える。

宮城県高齢者権利擁護推進委員会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
--------------------	---------	---------	---	---

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

感染症診査協議会条例(平成十一年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 大崎・栗原保健所結核診査部会 宮城県大崎保健所及び宮城県栗原保健所

三 登米・石巻・気仙沼保健所結核診査部会 宮城県登米保健所、宮城県石巻保健所及び宮城県気仙沼保健所

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

肝炎対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

肝炎対策協議会条例の一部を改正する条例

肝炎対策協議会条例(平成十九年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、五人以内とし、会長が指名する。

5 第一条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

6 所掌事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(部会委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日からこの条例の施行の際現に改正前の肝炎対策協議会条例第二条第二項の規定により任命されている宮城県肝炎対策協議会の委員の任期の終期までに任命された改正後の肝炎対策協議会条例第六条第一項の規定により設置された部会に係る部会委員の任期は、同条例第六条第五項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、当該宮城県肝炎対策協議会の委員の任期の終期までとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県肝炎対策協議会の委員の項中「委員」の下に「及び部会委員」を加える。

心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

心身障害者扶養共済条例(昭和四十四年宮城県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第十七条第一項第一号中、「二万円」を、「五万円」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改め、同条第二項第一号中、「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十七条の二第二項第一号中、「三万円」を、「七万五千元」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改め、同項第四号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同条第三項第一号中、「三万円」を、「七万五千元」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改め、同条第四項第一号中、「三万円」を、「七万五千元」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(甲 慰 金 の 額 の 特 例)

2 この条例の施行の日(以下、「施行日」という。)前に心身障害者扶養共済条例(以下、「条例」という。)に基づき心身障害者扶養共済制度(以下、「本県の制度」という。)に加入している者であつて施行日以後引き続き本県の制度に加入しているもの及び施行日前に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつて施行日以後本県の制度に加入したもの(以下、「改正前加入者等」という。)が施行日前に加入した口数に係る改正後の心身障害者扶養共済条例(以下、「新条例」という。)第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中、「五万円」とあるのは、「三万円」と、同項第二号中、「十二万五千元」とあるのは、「七万五千元」と、同項第三号中、「二十五万円」とあるのは、「十五万円」と、同条第二項第一号中、「五万円」とあるのは、「三万円」と、同項第二号中、「十二万五千元」とあるのは、「七万五千元」と、同項第三号中、「二十五万円」とあるのは、「十五万円」とする。

(脱退一時金の額の特例)

3 改正前加入者等が施行日前に加入した口数に係る新条例第十七条の二の規定の適用については、同条第二項第一号中、「七万五千元」とあるのは、「四万五千元」と、同項第二号中、「十二万五千元」とあるのは、「七万五千元」と、同項第三号中、「二十五万円」とあるのは、「十五万円」と、同条第三

項第一号中、「七万五千元」とあるのは、「四万五千元」と、同項第二号中、「十二万五千元」とあるのは、「七万五千元」と、同項第三号中、「二十五万円」とあるのは、「十五万円」と、同条第四項第一号中、「七万五千元」とあるのは、「四万五千元」と、同項第二号中、「十二万五千元」とあるのは、「七万五千元」と、同項第三号中、「二十五万円」とあるのは、「十五万円」とする。

(経過措置)

4 施行日前の条例第二条第三号に規定する加入障害者の死亡に係る甲 慰 金 及 び 施 行 日 前 の 条 例 第 十 七 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 規 定 す る 脱 退 の 申 出 又 は 同 項 第 一 号 に 規 定 す る 口 数 の 減 少 の 申 出 に 係 る 脱 退 一 時 金 の 額 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

薬事法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

薬事法施行条例の一部を改正する条例

薬事法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条第一項中、「申請の際」の下に、「(第十六号に掲げる者)にあつては、受験の申請の際」を加え、同項第三十号を第三十四号とし、第二十九号を第三十三号とし、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十一 省令第五百十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付を申請する者 三千二百円

三十二 省令第五百十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付を申請する者 三千二百円

第七条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第十六号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 法第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を受けようとする者 一万七千六百円

十七 法第三十六条の四第二項の規定による販売従事登録を申請する者 一万円

第七條第一項に次の一号を加え、同条を第九条とする。

三十五 第八条第一項の規定による合格証明書の再交付を申請する者 三千二百円

第六条の次に次の二条を加える。

(合格証明書の交付)

第七条 知事は、登録販売者試験に合格した者(以下、「合格者」という。)に、合格証明書を交付す

る。

(合格証明書の再交付)

第八条 合格者は、合格証明書を破り、汚し、又は失ったときは、合格証明書の再交付を申請することができない。

2 前項の規定による申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日並びに本籍地の都道府県名(日本国籍を有していない者にあつては、国籍)

二 合格した登録販売者試験の施行の年月日

三 申請の理由

3 合格証明書を破り、又は汚した合格者は、前項の申請書にその合格証明書を添えなければならない。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第一条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百十六条第一項の規定に基づき、後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(拠出率)

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第十九条第一項の条例で定める割合は、一万分の十六とする。

(積立て)

第三条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならない。

(運用収益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、法第百十六条第一項第一号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

富県宮城推進基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

富県宮城推進基金条例

(設置)

第一条 富県宮城の実現に向けた施策(県経済の成長を図るための産業振興に関する施策をいう。)及び大規模な地震による被害の最小化に関する施策を推進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、富県宮城推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、県に納付された宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)附則第十条の二の規定により法人の事業税の額が定められる法人の事業税の収入額から、当該法人について同条例附則第十条の二の規定の適用があるものとして同条の規定により計算して得た事業税に相当する額を控除して得た額とし、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとす。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
第七条の表授業料の項中、「一一五、二〇〇円」を、「一一八、八〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

農業実践大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

農業実践大学校条例の一部を改正する条例

農業実践大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表養成課程の項中、「一一五、二〇〇円」を、「一一八、八〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表簡易広告物の項中、「六〇〇円」を、「五〇〇円」に改め、同表固定広告物及び移動広告物の項中

「一平方メートル以内のもの 四八〇円」を

「一平方メートル以内のもの 六〇〇円」に

「九六〇円」を、「一、二〇〇円」に、「一、四四〇円」を、「一、八〇〇円」に、「一、九二〇円」を

「二、四〇〇円」に、「四八〇円」を、「八〇〇円」に改め、同表特殊装置広告物の項中、「一平方

メートル以内のもの 七二〇円」を、「一平方

メートル以内のもの 九〇〇円」に、「一、四

四〇円」を、「一、八〇〇円」に、「二、一六〇円」を、「二、七〇〇円」に、「二、八八〇円」を、「三、

六〇〇円」に、「七二〇円」を、「一、二〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請がなされた許可に係る手数料については、なお従前の例による。